

については、「公募性に行っているが、県内の病院に協力要請を行うよう検討する」との回答であった。受診できる医療機関を増設は急務ではないだろうか。

今回の交渉により、岡山県内で健康管理手帳の取得者は約2,500人で、その内石綿健康管理手帳の取得者は1,600人であることが明らかとなった。多くの受診者がいるのであればなおさら、健康診断の体制（ハード面もソフト面も）を充実させる必要がある。今後も引き続き、岡山路との交渉を行う必要性を感じている。

岡山労働局への要請事項

◇健康診断の案内に関する要望・意見

1. 健康診断について、原則として6か月毎ということになっているが、最短で4か月7日、最長で7か月15日で受診している事例がある。

検診期間について、岡山路における最短と最長の日数を明らかにするとともに、受診期間について原則6か月毎となるよう改善されたい。

2. 健康診断の日時について、一方的に受診日時の通知が送られてくるが、受診者毎に受診期間を設けたうえで、受診者の希望に応じて受診日が決められるよう検討されたい。

3. 交通費について、受診日から振込日までの期間を短縮するよう検討されたい。

◇受診に際して、病院側の対応に関する要望・意見

1. アスベスト検診の際、心臓幹動脈に不審な点があり心筋梗塞の心配がある旨を告げられ、他院で精密検査を受けたところ「全く正常であり心配なし」との事例がある。

このような場合、診察医師と専門医師間で連絡を取り健康診断を実施した医院で診察をスムーズに行うとか、他の病院への紹介状を発行する等の対応をとられたい。

◇医師の対応・説明に関する要望・意見

1. 自覚症状及び他覚症状の告知で、①鼻をかむと血が混じる、②ゼリー状の痰が出る、③手先と足先にシビレがある等と告知しても、「アスベストとは関係無い」「専門の病院で診てもらったら」と他人の様な対応があった。

その他にも、受診した際にドクハラといえる発言もあり、医師・看護師の対応や説明に関して、受診者の身になった対応を行うよう、労働局から申し入れを行われたい。

2. 受診の際に、画像を元に受診者に説明を行う時間を設けられたい。

◇その他

1. 公共交通機関で岡山労災病院に行くには時間を要するため、自家用車での検診を許可するとともに、車での受診に関しても交通費を支給されたい。

2. 県北等遠方から岡山労災病院を受診するのは身体的に負担が大きく、県北等においても受診できる医療機関を設けられたい。



(ひょうご労働安全衛生センター)

公務員の中皮腫逆転認定

群馬●基金県支部審査会が裁決

それは、思いがけない電話でした。地方公務員災害補償基金群馬県支部審査会事務局から、公務外処分取り消しの報をいただき、申請してから3年間が思い出されました。

2006年6月、体の不調を訴え、病院へ行った夫の病名は、右気胸・胸水貯留でした。その後の細胞検査の結果、さらに悪性中皮腫との診断を受けました。日

常の生活が一変してしまった出来事です。そのうえ中皮腫についてはまったく知識を持たず、何をどうしたらよいのか……。


そのような日々の中、インターネットで「患者と家族の会」を知りました。事務局の斉藤さんは、数日後には群馬の病院をたずねて、各種手続のサポートをはじめて下さいました。

「被害者への公正な救済」と

という言葉は存在しても、救済にたどり着くことがどれだけ大変なことかということも同時に知ることになったわけです。公的機関（労働災害・公務災害・環境再生保全機構）は、どれひとつスムーズには進まず、また、被害者の心をすぐ救済してくれるところではありませんでした。

現実には、たびかさなる手続きに気持ちも弱り、落胆の数を重ねていくものです。幸いにも、地元での様々な手続きを支えてくれた主人の兄の存在と、方向を示し続けてくださったアスベストセンターの力がなければ、結果を知ることなく他界した主人亡き後を、子供たちと現在のように過ごしてこれなかったのではないかと深く感じます。そのようなきびしい状況のなかでも認定される

という今回の決定は、本当に思いがけず届きました。

今まさにつらい現実と向き合われている方々に一言お伝えしたいと思います。病気の現実を受けとめることは、本当に大変なつらいことです。体力も気力も必要とされる日々だと思います。でも本当に支え道を開こうとする人々がいます。「前進」を  信じてください。

関東支部 塚田美由紀
患者と家族の会会報第46号より
※塚田さんのご主人は、民間労働者時代と公務員時代の両時代で石綿を吸って中皮腫を患われました。制度が別々なので労災も公務災害も不支給となりましたが、不服審査請求を行なった結果、9月3日に公務災害が通りました。

心停止状態になった原因には、仕事による負担が明らかに関係しているとAさんは考えたが、そのための行動を起こすには少し気になる問題があった。

相談のために訪れたAさんが持ってきたのは、委託業務契約書と題したA4版3枚の文書である。内容を見ると概ね次のような委託を確認するものだった。

業務委託範囲は、①美容師業務、②上記に付随する業務、再委託の禁止、委託料は料金表により会社の業績で決定し、当月の委託料を翌月15日に支払う、水光熱費・設備・原材料等は会社が負担する、等々。就業時間こそ定められていないが、朝10時開店で最後の予約が夜7時半で、見習いスタッフの研修をやるというのは会社が決めていることなので、勤務時間は必然的に決まってくる。

これを労働者といわずして何が労働者なのかという就業形態だが、会社は業務委託であるからと労働保険、社会保険の手続きはとっていないというのである。さっそく会社へは労災保険の請求を行うことを伝え、7月なかば、所轄の茨木労働基準監督署へ休業補償給付の請求を行なった。

会社は、顧問社労士にこの契約の仕方労働者とはならないと指導を受けているとし、結局事業主としての証明は無いままの請求となっている。

小規模な事業場が多い理美容業界で、労働保険未手続きのままという例は少なくないが、7つ

業務委託の美容師の過労疾患

大阪●出勤途上で心停止、労災請求

店長として美容院に勤めるAさんは、2009年4月2日、出張勤務のため大阪市内で地下鉄に乗っているときに突然倒れ、心停止状態となった。たまたま付近にいた人が心肺蘇生について知識があり駅にあるAEDを使えたため、そのまま救急搬送されて一命を取り留めた。

Aさんは、現在7つの店舗を運営する美容院の支店で、2005年オープン以来、店長として勤務

してきた。店は年中無休で、Aさんは水曜日が週休日、それ以外は朝9時に出勤、退勤は24時から24時30分ぐらいになる。美容師として働く以外に、店長なので日々の売上の報告などの管理的業務、客が帰った後に行なう見習いスタッフの研修指導、会社の社員技術研修の講師としての指導など、店近くに借りたアパートで寝る時間以外はほとんど仕事をしていたという。